

## 社会養護検討部会

- 量の見込み
- 提供体制の確保の内容と  
その実施時期

平成 26 年 7 月 22 日

1. 地域子ども・子育て支援事業	1
(1) 利用者支援に関する事業	1
(2) 時間外保育事業	2
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	3
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	5
(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	6
(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	7
(7) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）	10
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）	12
(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	14
(10) 多様な主体の参入促進事業	14

# 1. 地域子ども・子育て支援事業

## (1) 利用者支援に関する事業

### ニーズ調査（他の事業の量を考慮）

#### 【事業概要】（実施要綱案による）

- ▶ 子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
- ▶ 子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などで実施する。
- ▶ 1事業所1名以上の専任職員（育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有するなど、地域の子育て事情と社会資源に精通した者）を配置する。
- ▶ 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をする。

#### 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ 出雲地区・平田地区・斐川地区の子育て支援センターに設置

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②確保方策	0か所	1か所	1か所	2か所	3か所
②-①	△3 か所	△2 か所	△2 か所	△1 か所	0か所

#### 【確保方策の設定の考え方】

- ▶ コーディネーター（仮名：嘱託員）を年次的に配置

#### 【課題】

- ▶ 教育・保育や地域の子育て支援事業に関する機関と緊密に連携を図る
- ▶

## 【事業概要】

- ▶ 保育所における 11 時間の開所時間の前後の時間において 30 分以上延長して保育を行う事業。

<対象児童> 保育所入所児童

<利用時間> 実施施設（保育所）により異なる 例) 開所 7:30~18:30、時間外保育 18:30~19:00

<利用料金> 実施施設（保育所）により異なる 例) 1 人 1 日 300 円、1 人 1 か月 2,500 円

## 【利用実績】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数（延べ）	51,126 人	48,605 人	64,513 人	—	—
利用者数（実数）※1	—	—	2,297 人	2,255 人	—
入所児童数 ※2	4,814 人	4,909 人	5,186 人	5,254 人	5,424 人
施設数	48 か所	49 か所	49 か所	50 か所	51 か所

※1 平成 22、23 年度はデータなし

※2 各年度 5 月 1 日時点における人数。広域入所（委託、受託とも）は含まない。

## 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ 推計児童数は減少傾向にあるが、入所児童は増加している。
- ▶ 実績には突発的な利用も含まれているため、計画的な利用希望によるニーズ調査結果数よりも多くなる傾向にあると考えられる。

	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
	利用者数	施設数								
ニーズ調査結果	1,665 人		1,663 人		1,665 人		1,648 人		1,634 人	
①量の見込み	2,300 人	51 か所								
②確保方策	2,300 人	51 か所								
②-①	0 人	0 か所								

## 【確保方策の設定の考え方】

- ▶ 現行の延長保育を継続する。

## 【課題】

▶

## 【事業概要】

- ▶ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に、遊びや生活の場を提供する事業。
- ＜対象児童＞ 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない主として小学校1年生から3年生までの児童
- ＜開設時間＞ 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
- ＜保護者負担金＞ 7,000円/月
- ＜入会先＞ 各小学校区で開設している児童クラブ。複数の小学校区が合同で開設している児童クラブあり（2クラブ）。

## 【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数（1～3年生）	1,030人	1,128人	1,318人	1,464人	—
利用者数（4～6年生）	73人	66人	100人	95人	—
施設数	36か所	36か所	43か所	44か所	—

※平成22、23年度は、旧斐川町データを含まない。

- ▶ 対象児童（児童福祉法の改正：平成27年4月1日（予定））  
「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」 → 「小学校に就学している児童」

## 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ ニーズ調査の結果は、利用希望をしている家族構成が不明であり、入会要件から外れる家庭も含まれていると考えられるため、ニーズ量としては実際よりも多めの結果が出ていると想定される。
- ▶ 1～3年生の入会见込については、過去3か年の出雲市児童クラブの入会率を参考に、推計児童数の32%が入会すると見込み算出する。
  - ◆入会率 平成23年度（28.4%） 平成24年度（28.4%） 平成25年度（31.0%）  
平成26年度見込（31.1%）
- ▶ 4～6年生については、ニーズ調査の結果から1～3年生の利用希望者の約半分が利用を希望している。
- ▶ 4年生の入会见込については、1～3年生の入会率32%の約半分（16%）が入会すると見込む。
- ▶ 5～6年生については、高学年になるにつれて下校時間が遅くなることなどから、入会率はさらに低くなると想定されるため、5年生10%、6年生5%として見込む。

	27 年度			28 年度			29 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査結果	2,054 人	1,153 人		2,115 人	1,098 人		2,058 人	1,124 人	
①量の見込み	1,524 人	513 人	44 (46)か所	1,570 人	483 人	44 (46)か所	1,527 人	505 人	43 (46)か所
②確保方策	1,524 人	474 人	44 か所	1,570 人	433 人	44 か所	1,527 人	476 人	43 か所
②-①	0 人	△39 人	0 か所	0 人	△50 人	0 か所	0 人	△29 人	0 か所

	30 年度			31 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査結果	2,080 人	1,111 人		2,086 人	1,144 人	
①量の見込み	1,543 人	503 人	43 (46)か所	1,548 人	506 人	43 (46)か所
②確保方策	1,543 人	475 人	43 か所	1,548 人	506 人	43 か所
②-①	0 人	△28 人	0 か所	0 人	0 人	0 か所

※第2回子ども・子育て会議で決定した量の見込み（カッコ内）を修正した。

#### 【確保方策の設定の考え方】

- 平成 27 年度から対象児童を 6 年生までに拡大することを前提に、各児童クラブの施設面積から算出した入会可能人数を上限として、1～3 年生を優先させたいうえで、入会希望見込み人数（量の見込み）が入会すると見込む。
- 計画的に施設の拡充を図ることで入会可能人数を増やし、平成 31 年度には入会希望児童のすべてが入会すると見込む。
- 国の基準において施設規模の上限がなくなったことから、今後、施設数は増やさずに施設の拡充によって入会可能人数を増やすこととする。

#### 【課題】

- 4 年生以上の入会希望見込みが不明である。
- 施設面積から入会可能人数を算出しているが、実際には各児童クラブの職員体制の整備が重要である。
-

## 【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。
- 利用可能な他制度が優先される。

<対象児童> 0歳から中学生まで

<利用料金>

利用する時間帯	区分1	区分2	区分3	区分4
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	その他の世帯
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

<実施施設> さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

## 【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ショートステイ ※	—	0人日	22人日	6人日	—

※平成23年10月から実施

## 【量の見込み設定の考え方】

- 育児不安、虐待の防止等に利用の主眼を置いている。
- 実際の相談によると、働き方や生活上の調整で養育が可能な場合が見受けられる。利用実績の倍程度を見込んだ。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ調査結果		162人日	162人日	162人日	160人日	159人日
①量の見込み		50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## 【確保方策の設定の考え方】

- 現在の体制を継続

## 【課題】

- 効果的に利用できるよう実施施設と緊密に連携を図る。
- 利用可能な他制度の情報提供の実施。
-

## 【事業概要】

- ▶ 小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受け付ける事業。

＜基本事業＞ 交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談対応、地域の子育て関連情報提供、子育てや子育て支援に関する講座の開催等

※「地域の子育て関連情報提供」は、利用者支援事業に移行予定。

＜対象者＞ 小学校就学前の児童とその保護者

＜利用料金＞ 無料

## 【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	68,318人	71,402人	70,522人	72,281人	—
施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	—

## 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ ニーズ調査結果の計算は、0歳から2歳児までを対象として算出。3歳児以上の利用を考慮し、現状の実績と同程度の量の見込みとする。

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	利用者数	施設数								
ニーズ調査結果	48,756人日		48,468人日		47,928人日		47,352人日		46,812人日	
①量の見込み	70,000人日									
②確保方策		10か所								

## 【確保方策の設定の考え方】

- ▶ 現在の体制を継続  
直営：8か所、委託：2か所

## 【課題】

- ▶ 利用者ニーズを把握し、必要な事業を実施するために運営の改善に努める。
- ▶

- (6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

ニーズ調査あり

【事業概要】

▶ ≪一時預かり事業（在園児対象型を除く）≫

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間、保育所において、一時的に預かる事業。

＜対象児童＞ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児

＜利用限度＞ 週3日、月14日以内

＜利用時間＞ 概ね 8:30～16:30

＜利用料金＞ 概ね 4時間以上利用…1,800円、4時間未満利用…900円

▶ ≪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）≫

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

＜対象児童＞ 0歳から就学後

＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

＜利用料金＞ 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

▶ ≪子育て短期支援事業（トワイライトステイ）≫

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となったとき等の緊急の場合に、児童福祉施設などにおいて児童を預かる事業。

＜対象児童＞ 0歳から中学生まで

＜利用料金＞

	区分1	区分2	区分3	区分4
利用する時間帯	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	その他の世帯
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

＜実施施設＞ さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

## 【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	13,450 人日	13,939 人日	13,654 人日	14,618 人日	—
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター:病児対 応、就学後を除く) ※1	— 人日	— 人日	2,307 人日	2,385 人日	—
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) ※2	—	5人日	17人日	3人日	—

※1 平成 22、23 年度はデータなし

※2 平成 23 年 10 月から実施

## 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ 利用料がかかるため、実際には利用しない場合がある。(全事業)
- ▶ 一時預かり事業の利用については、年間最大 168 日(週 3 日、月 14 日)であり、その最大数を越えている利用意向を年間最大利用可能日数 168 日に置き替えて算出する。
- ▶ ファミリーサポートセンターについては、現状、利用希望を断るケースは殆ど無く、供給は需要を満たしているため、利用実績と同程度の量を見込む。
- ▶ 他制度の利用を優先している(子育て短期支援事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ調査結果		136,848 人日	136,629 人日	136,662 人日	135,243 人日	134,069 人日
①量の見込み		22,080 人日	21,950 人日	21,920 人日	22,700 人日	21,520 人日
確保 方 策	② 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	18,040 人日	18,810 人日	19,370 人日	20,150 人日	18,970 人日
	子育て援助活動支援事 業(ファミリーサポートセンター:病 児対応、就学後を除く)	2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
	②-①	△1,490 人日	△660 人日	0人日	0人日	0人日

## 【確保方策の設定の考え方】

- ▶ 一時預かり事業は、一時預かり事業と一時保育事業の 2 タイプがあり、一時預かり事業については、第 2 種社会福祉事業として位置付けられており、年間延べ利用児童数により補助金額が異なっている。そのため、一時預かり事業の方が年間延べ利用児童数が多い。平成 27 年度以降に一時保育事業から一時預かり事業への移行を促し、確保方策とする。
- ▶ 子育て援助活動支援事業は、現状程度の援助会員数(H26 年 6 月末:まかせて会員 478 人、両方 224 人、合計 702 人)で活動可能な件数を設定。
- ▶ 子育て短期支援事業は、現在の体制を継続。

**【課題】**

- 一時預かり事業については、補助要件の緩和・補助基準額の増が予定されているが、手続きや基準が複雑なため、スムーズな一時預かり事業への移行促進が課題となる。
- 子育て援助活動支援事業については、援助会員の増員が必要。
- 子育て短期支援事業については、実施施設との緊密な連携と利用可能な他制度の情報提供の実施。
-

(7) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）

ニーズ調査あり

【事業概要】

▶ <<病児・病後児保育事業>>

児童が病気等の「回復期」や「回復期に至らない場合（当面の症状の急変が認められないこと）」に、入院治療の必要はないものの集団保育等が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができないときなどに、医療機関や保育所に併設した施設で児童を預かる事業。

<対象児童> 市内在住又は市内の保育所、幼稚園、小学校に在籍する概ね10歳未満の児童

<利用時間> 基本時間…月～金 8:30～17:30 / 土曜日 8:30～12:30 （休日：日・祝・年末年始・医療機関等の休業日）

延長時間…月～金 8:00～8:30、17:30～18:00 / 土曜日 8:00～8:30 など

<利用料金> 基本料金…病児保育室 1,000 円/日、病後児保育室 500 円/日（所得状況等に応じて減免あり）

延長料金…8:00～8:30、17:30～18:00 各 500 円

▶ <<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）>>

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

<対象児童> 0歳から就学後

<利用時間> 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

<利用料金> 400 円/30分

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
病児・病後児保育	1,402 人日	1,535 人日	1,304 人日	2,364 人日	人日
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート・センター事業：病児対応）※	—	—	106 人日	43 人日	人日

※平成 22、23 年度はデータなし

【量の見込み設定の考え方】

▶ 5 施設トータルの定員は 15 人。

▶ 25 年度中の病児保育室「ひよこ」の利用は 750 人日。病児保育室担当者によると申込み全体の 2 割程度が定員超過で受け入れできない状況とのこと。病後児保育室は 3 施設あり、施設間で利用者の移動があるため正確な定員超過状況はつかめない。5 施設あわせて申込み全体の 2 割程度定員超過があると仮定すると、年間 600 人日程度、定員超過で受け入れできない状況があると見込まれる。

▶ 保育所入所児童の場合、毎月の保育所保育料に加えて利用料の支払いが必要なため、

実際には利用されないケースもあると聞いている。

- ニーズ調査結果は、8,500 人日を超える数値となったが、実際の利用実績と定員超過状況を勘案して量の見込みを設定する。

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
<b>ニーズ調査結果</b>		<b>8,798 人日</b>	<b>8,787 人日</b>	<b>8,796 人日</b>	<b>8,706 人日</b>	<b>8,632 人日</b>
<b>①量の見込み</b>		<b>3,000 人日</b>				
② 確保 方策	病児・病後児保 育事業	2,400 人日	2,400 人日	2,400 人日	2,900 人日	2,900 人日
	子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター 事業：病児対応)	100 人日				
②-①		△500 人日	△500 人日	△500 人日	0 人日	0 人日

#### 【確保方策の設定の考え方】

- 子育て援助活動支援事業は、現状の活動件数を維持。
- 実施施設間の連携や、施設増により受け入れ数の拡大を図る。

#### 【課題】

- 子育て援助活動支援事業は、病児の預かりが可能な援助会員の確保。
- 受入数の最大化のために実施施設間で連携を図る。
-

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

ニーズ調査あり

## 【事業概要】

- ▶ 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

＜対象児童＞ 0歳から就学後  
 ＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。  
 ＜利用料金＞ 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

## 【利用実績】

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）	人日	人日	人日	人日	2,325人日	638人日	2,492人日	473人日	—	—

## 【量の見込み設定の考え方】

- ▶ ニーズ調査結果では「0人日」となっているが、選択肢の作りが「ファミサポへ小学生を預ける場合」と読み取れるため、児童クラブや習い事と自宅との送迎が主である小学生のファミサポ利用が調査結果に現れなかったと推測される。
- ▶ 現状、ファミサポにおいて利用希望を断るケースは殆ど無く、供給は需要を満たしているため、利用実績と同程度の量を見込む。

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	1-3年生	4-6年生								
ニーズ調査結果	0人日	0人日								
①量の見込み	2,400人日	600人日								
②確保方策	2,400人日	600人日								
②-①	0人日	0人日								

**【確保方策の設定の考え方】**

- 現状の活動件数を維持。

**【課題】**

- 援助会員数の維持。
-

(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ニーズ調査なし

国から事業の詳細が示された後に検討

(10) 多様な主体の参入促進事業

ニーズ調査なし

国から事業の詳細が示された後に検討